

	基 発 第 0601001号	改 正 基 発 0516第2号
	平 成 18年 6月 1日	平 成 25年 5月 16日
改 正	基 発 第 0206001号	改 正 基 発 0731第6号
	平 成 19年 2月 6日	平 成 25年 7月 31日
改 正	基 発 第 0331005号	改 正 基 発 1105第1号
	平 成 20年 3月 31日	平 成 25年 11月 5日
改 正	基 発 第 0331025号	改 正 基 発 0331第17号
	平 成 21年 3月 31日	平 成 26年 3月 31日
改 正	基 発 0904第2号	改 正 基 発 0421第2号
	平 成 21年 9月 4日	平 成 26年 4月 21日
改 正	基 発 0428第4号	改 正 基 発 0702第3号
	平 成 22年 4月 28日	平 成 26年 7月 2日
改 正	基 発 1022第8号	改 正 基 発 0512第6号
	平 成 22年 10月 22日	平 成 27年 5月 12日
改 正	基 発 1227第1号	改 正 基 発 0325第41号
	平 成 22年 12月 27日	平 成 28年 3月 25日
改 正	基 発 0726第2号	改 正 基 発 0510第1号
	平 成 23年 7月 26日	平 成 28年 5月 10日
改 正	基 発 0406第4号	改 正 基 発 0622第3号
	平 成 24年 4月 6日	平 成 28年 6月 22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

義肢等補装具の支給について

義肢等補装具の支給については、昭和56年2月6日付け基発第69号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の別添「労働福祉事業実施要綱」により実施してきたところであるが、今般、別添のとおり「義肢等補装具費支給要綱」を定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい